放課後等デイサービス事業契約書

（子）＿＿＿＿＿＿＿＿及び（保護者）＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者等」という。）と社会福祉法人 ジェイエー長野会 佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家（以下「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して提供する放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　本契約は、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な放課後等デイサービスを行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者等に対して必要な児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスを適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第２条　本契約の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとします。

２　契約満了日の30日前までに、利用者等から事業所に対して契約終了の申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

（個別支援計画）

第３条　事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

２　事業所は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

３　事業所は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも６ヶ月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明し、文書により同意を得ることとします。

（事業の主たる対象とする障がいのサービス内容）

第４条　事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障がい種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

（利用料金）

第５条　利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定障がい者福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額からの給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者のひと月の負担の上限額となります。）を事業所に支払います。なお、給付費の額については、事業所が町村から代理受領いたしますので、利用者が直

接支払う必要はありません。

2　利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業所に支払います。

3　事業所は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

（利用料の支払い方法）

第6条　利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業所に支払います。

2　事業所は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に送付します。

3　利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業所に支払います。

4　事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

（説明義務）

第7条　事業所は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

（安全配慮義務並びに事故発生時の対応）

第8条　事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

2　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の援助）

第9条　事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

2　前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

（1）　虐待の防止に関する責任者の選定

（2）　苦情解決体制の整備

（3）　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（秘密の保持）

第11条　事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者等の秘密を保持します。

2　事業所は、従事者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3　事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関す

る心身等の情報を提供できるものとします。

4　事業所は、利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

（苦情解決）

第 12 条　利用者及びその保護者は、事業所が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2　事業所は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

3　事業所は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

4　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることも、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

（契約の終了）

第 13 条　利用者は、30 日以上の予告期間をおいて文書で事業所に通知することにより、本契約を解除することができます。

2　前項にかかわらず、事業所が次の各号に該当する行為を行った場合は、利用者はただちに本契約を解除することができます。

（１）　事業所が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

（２）　事業所が第 11 条に定める事項（秘密の保持）に違反した場合

（３）　事業所が社会通念に逸脱する行為を行った場合

（４）　他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

3　事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

4　前項に関わらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業所はただちに本契約を解除することができます。

（１）　利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を３ヶ月間以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

（２）　利用者が、故意又は重大な過失により、事業所もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（３）　利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ場合

（４）　利用者が本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合

（５）　天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合

（６）　利用者が連続して３ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合

又は現に連続して３ヶ月を超えて入院した場合

（７） 利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第 14 条　事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係町村及び利用者家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2　事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

3　事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

（１） 利用者及びその保護者等が契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障がい等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

（２） 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

（協議事項）

第 15 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書２通を作成し、利用者及び事業所が署名押印のうえ、各自１通を所持するものとします。

令和　　年　　月　　日

保　護　者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　所　　所在地　南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 2

名　称　　社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設　陽だまりの家

代表者氏名　所　長　　友野　裕行　　印

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用者に対して説明するものです。

1．　サービスを提供する事業者

名　　称	社会福祉法人　ジェイエー長野会
所　在　地	長野県長野市南長野北石堂町1177－3　ＪＡ長野県ビル10Ｆ
電 話 番 号	０２６－２２３－０５３３
代表者氏名	理事長　上原　孝義
設 立 年 月	平成6年4月

2．　利用施設

事業所の種類	放課後等デイサービス　　平成26年11月1日
事業所の名称	佐久穂町障害者福祉施設・陽だまりの家
事業所の所在地	南佐久郡佐久穂町大字畑143番地2
連　絡　先	電話番号　０２６７－７７－７２８７（FAX兼用） FAX　０２６７－７７－７２８７（電話兼用）
管　理　者	所　長　　友野　裕行
児童発達支援管理責任者	津金　春香
サービスの実施地域	佐久穂町およびその周辺町村等
主たる対象者	障がい児（18歳未満の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者）等
事業所番号	放課後等デイサービス　2052000060
指定年月日	令和2年11月1日
利 用 定 員	10名
開設年月日	平成26年11月1日

3．サービスの目的・運営方針

目　的	社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障がい児及び障がい児の保護者の意志及び人格を尊重し、

	障がい児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	1．事業所は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2．事業の実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供が出来るよう努めるものとする。 3．指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の町村、その他の指定通所支援事業所、指定障がい福祉サービス事業所、その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 4．前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「長野県佐久穂町障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例」（平成26年6月23日条例第12号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4．サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施　設

建物	構　造	木造　平屋建て
	延べ床面積	１７８．８７㎡

（2）主な設備

	部屋数	備　　考
訓練訓練室	2室	1室：３４．８㎡
相談室	1室	
洗面所	3箇所	
便　所	3箇所	洋式・障害者用トイレ（１２．９㎡）
シャワー室	1室	シャワーのみ
静養室	1箇所	畳

＊当事業所では、厚生労働省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

５．サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	常　勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			他事業と兼務
児童発達支援管理責任者	1	1				
保育士・障害福祉サービス経験者等	3	2	1			他事業と兼務
事務員・運転手	2				2	他事業と兼務

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障がい児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

６．営業日及び営業時間

(ア)　各職種の勤務体系

職　種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（8：30～17：30）
児童発達支援管理責任者	勤務時間帯（8：30～17：30 又は 9：00～18：00）
児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者等	勤務時間帯（8：30～17：30 又は 9：00～18：00）
上記パート職員等	勤務時間帯（13：30～17：30 又は 14：00～18：00）（17：00～18：00）（9：00～15：00）
その他職員	勤務時間帯（8：30～17：30）

（イ）　営業日と営業時間

営業日：月曜日から金曜日（但し、国民の祝日及び夏季休暇8月13日～8月16日
・年末年始休暇12月29日～1月3日の間は休業）

第1土曜日と第3土曜日

夏休み等の長期休業日

営業時間：8：30～17：30 まで

※土曜・日曜・祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前月までにご案内させていただきます。

（ウ）　サービス提供日とサービス提供時間

月曜日～金曜日は、授業終了後の14：00～17：30までとする

第1土曜日・第3土曜日・夏休み等の長期休業日は、8：30～17：30までとする。

但し、サービス提供時間は上記としますが、都合により時間延長等申し出の場合は相談に応じます。

7．サービス提供の内容

（1） 放課後等デイサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
様々な活動	遊びを通した療育活動（ブロック等を使った創造力の育成） 運動活動（散歩、プール（夏期のみ）を使った健康支援） 創作活動（お絵かきや諸々の製作活動） 自由遊び（テレビやＤＶＤ鑑賞、ドライブ等）
生活支援	健康管理（体調不良時検温及び支援、また、状況によっては、家族・医療機関等の連携等健康面の支援） 食事支援（食事の際のマナー等の支援）
生活相談	日常生活の中での助言・相談
送迎サービス	送迎サービスは、通常の事業の実施地域としますが、現在送迎サービスについては町内に限り行っています。その他の地域についてはご相談といたします。

（2） 放課後等デイサービス対象外サービス内容

	サービスの内容	金　額
材　料　費	創作活動等の経費	実　費
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日用品費　　○教養娯楽費　　○おやつ代	実　費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8．利用料金及び支払い方法

（1） 放課後等デイサービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合には、利用者の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業所にお支払いいただきます。なお、事業所が利用者に代わり町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

ア．基本的なサービス利用料金（1 単位＝10 円）

＊利用時間：30 分以上 1 時間 30 分以下　574 単位

＊利用時間：1 時間 30 分超 3 時間以下　609 単位

＊利用時間：3 時間超 5 時間以下　666 単位

＊送迎加算：片道 54 単位（但し、当分の間迎えのみ）

イ．その他のサービス利用料金（1 単位＝10 円）

＊延長支援加算　1 時間以上 2 時間未満　92 単位

2 時間以上　123 単位

＊欠席時対応加算　94 単位

利用児が、急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に月 4 回まで所定単位を加算させていただきます。

＊個別サポート加算　90 単位

市町村の調査において、利用児が特に支援が必要と認められた（受給者証に「個別サポート」と記載される）場合の支援に対し 1 日に対し所定単位を加算させていただきます。

＊その他にも加算等ありますが、利用料金に発生するときに、事前に説明させていただきます。

（2）利用料金のお支払方法

前記（ア）（イ）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、21 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（ア）下記指定口座への振込み

ＪＡ佐久浅間　佐久穂支所　陽だまりの家　普通預金 0013179

（イ）当事業所窓口での現金支払い

（ウ）上記指定口座からの口座振替

9．利用者の記録及び情報の管理等

（1）利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意」による）に基づき情報提供を致します。

（3）１０．緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ 医　療　機　関	医療機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿主治医：＿＿＿＿ 診療科：＿＿＿＿＿＿＿＿電話番号：＿＿＿＿＿＿ 所　在　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
緊　急　連　絡　先①	住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄：＿＿＿＿
緊　急　連　絡　先②	住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄：＿＿＿＿

１１．要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　相談支援専門員：出浦　淳一 ・責　任　者　　所　長：友野　裕行 ・ご利用時間　　８：３０～１７：３０ ・電話番号　　０２６７－７７－７２８７（ＦＡＸ兼用） 又　０２６７－７８－３６２０ ・Ｆ　Ａ　Ｘ　　０２６７－７７－７２８７（電話兼用） 又　０２６７－７８－３７６０ ・　担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
佐久穂町役場 健康福祉課福祉係	・所　在　地：南佐久郡佐久穂町高野町５６９ ・電話番号　：０２６７－８６－２５２８
長野県 福祉サービス 運営適正化委員会	・所　在　地：長野市中御所岡田９８－1 ・電話番号　：０２６－２２６－２２１０ ・Ｆ　Ａ　Ｘ：０２６－２２８－０１３０

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者　　相談支援専門員：出浦　淳一 ・責　任　者　　所　長：友野　裕行 ・ご利用時間　　８：３０～１７：３０ ・電話番号　　０２６７－７７－７２８７（ＦＡＸ兼用） 又　０２６７－７８－３６２０ ・Ｆ　Ａ　Ｘ　　０２６７－７７－７２８７（電話兼用） 又　０２６７－７８－３７６０

１２．協力医療機関

医療機関の名称	佐久穂町立　千曲病院		
医　院　長　名	院長：植竹　智義　　嘱託医：宮　卓也		
所　　在　　地	南佐久郡佐久穂町高野町３２８		
電　話　番　号	０２６７－８６－２３６０		
診　　療　　科	内科・外科・小児科等	入　院　設　備	有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

１３．非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める災害対策マニュアルで対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常通報装置　無 ・非常用電源　無　・スプリンクラー　無 ・屋内防火栓　無　・消火器　有
平時の訓練	・年２回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

１４．当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

令和　　年　　月　　日

放課後等デイサービスの利用にあたり、契約に際し利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所名　：社会福祉法人ジェイエー長野会
　　佐久穂町障害者福祉施設　陽だまりの家

説明者職名：児童発達支援管理責任者　　氏名　津　金　春　香　　印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービス事業の提供開始に同意しました。

保護者住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　利用児童名との関係（　　）

利用児童名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙 1）

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

１．使用する目的

事業所が、放課後等デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

２．使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記１に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

３．個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
・認定調査票、主治医意見書、障がい支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
・その他の情報

＊「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設
陽だまりの家事業所
所　長　　友野　裕行　　様

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

保護者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿